

随意契約理由書

件名	料金箱(小田原機器製)の修理	
契約の相手方	株式会社小田原機器 関西営業所	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>当局が、市バス車両に車載する料金箱システムを機能させるためには、小田原機器製のデータプログラムが必要であり、これらシステムを構成する機器を修理するにあたり、メーカー独自の専門的で、且つ高度な技術・知識とノウハウを要する。</p> <p>さらに、ICカード処理する機器には、スルッとKANSAI 共通仕様があり、セキュリティの関係で、他の業社では取り扱えない。</p> <p>よって、当局が使用する料金箱のメーカーである「株式会社小田原機器 関西営業所」を契約の相手として指定する。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局 自動車部 市バス車両課 車両計画係	(電話番号 078-992-3333)